



Advise

i-Mark C.P.T.A.
Corporation

第 147 号 2018/4/14
文責 羽柴 哲

中小企業の賃上げ促進の起爆剤となるか

年始の Advise でもご紹介しておりましたが、平成 30 年度改正にて現行の「所得拡大促進税制」が改組され、新たに「賃上げ・設備投資促進税制」が創設されることとなりました。

現行の「所得拡大促進税制の拡充」という位置付けで、名称も新たに創設された制度となりますが、その内容は、従来の制度からの支援を強化するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業への活用を促し、また思い切った賃上げや人材投資、生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施するという、「シンプル」と「インセンティブ」の2つの面に焦点をあてた改正となっております。

新たな制度「賃上げ・設備投資促進税制」は、現行の制度と比べてどこが改正されたのでしょうか？現行の制度と比較しながら中小企業における適用関係について解説していきたいと思えます。

1. 賃金要件

まずは、適用有無の判定の第一段階となる賃金要件ですが、「対前年度増加率 1.5%以上」となりました。現行の制度では、「対基準年度増加率 3%以上」に加えて、「支給総額前年度以上」及び、「平均給与等支給額前年度超」の3つの要件を満たす必要がありましたが、今回の改正で要件が一本化されてシンプルなものとなりました。

2. 継続雇用者の範囲

また、上記の賃金要件は「継続雇用者」に対する給与等を基礎に判定する事になっているのですが、その「継続雇用者」の定義についても改正されています。

現行の制度（平均給与等支給額前年度超の計算）で用いられる「継続雇用者」は当期と前期において給与等の支給を受けた国内雇用者と定義されています。例えば、「前期中で入社した者」や「当期中に退職した者」などが含まれることとなるのですが、改正後の「継続雇用者」にはこれらの者は含まれないこととなりました。すなわち、「前期・当期の各月全てに在籍している者」のみが対象となるということです。これにより適用を受けようとする企業にとっては「継続雇用者」の把握・カウントが容易になるため、今後、より多くの企業によって活用されることを見込まれます。

3. 税額控除額

さて、次に「税額控除額」についてですが、こちらも「対前年度増加額の15%」となっており、現行の制度の「対基準年度増加額の10%」に比べると、対象となる年度は異なりますが、控除率のベースはアップしています。さらに、上乗せ措置が講じられており、1の賃金要件である「対前年度増加率」が「2.5%以上」であり、かつ、教育訓練費増加等の要件（※）を満たす場合には控除率をさらに10%上乗せし、「対前年度増加額の25%」とすることが出来ます。ただし限度額は法人税額の20%となっております。

※ 次のいずれかの要件

- ① 当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の1.1倍
- ② 中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われた事の証明

4. まとめ

「賃金要件」の改正により、事務負担簡素化による幅広い企業への活用が期待されます。また、賃上げも「基準年度対比3%」から「前年対比1.5%」と対象となる年度と増加率の水準が変更され、中小企業の賃上げを後押しすることが期待されます。また上乗せ措置については、既に即時償却等の適用を受けるため、中小企業等経営強化法の認定を受けておられる企業については、改めて書類等を準備する手間が省けます。

「賃上げ」と「設備投資」を促進する改正となることが期待されます。

（改正のポイント）

- ① 適用要件・・・対前年度増加率1.5%以上（但し前期・当期の各月全てに在籍されている方に対する給与を基礎として計算）

例) 前年支給給与 1,000万円 ≤ 当年支給給与 1,015万円 ∴適用あり

- ② 税額控除・・・通常15%、上乗せの要件満たせば25%

例) ・通常の場合

$(1,015 \text{万円} - 1,000 \text{万円}) \times 15\% = 22,500 \text{円}$ の税額控除

・上乗せありの場合

$(1,015 \text{万円} - 1,000 \text{万円}) \times 25\% = 37,500 \text{円}$ の税額控除

* 但し、法人税額×20%が限度です